



金 沢 市 公 報

号外第7号の4

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
条 例	
金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	1

条 例

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市条例第21号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「350,000円」を「390,000円」に改める。

第26条の6中「500,000円」を「510,000円」に改める。

第26条の6の10中「130,000円」を「140,000円」に改める。

第26条の12中「100,000円」を「120,000円」に改める。

第31条第1項中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第5項中「500,000円」を「510,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に改め、同条第6項中「500,000円」を「510,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に改める。

附則第5条を削り、附則第6条を附則第5条とする。

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 出産の日が平成23年4月1日前である被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 改正後の第26条の6、第26条の6の10、第26条の12並びに第31条第1項、第5項及び第6項の規定は、平成23年度分からの保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成23年(2011年)3月31日 印刷
平成23年(2011年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄